

勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月23日 訓令第6号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>附 則 (令和7年6月26日訓令第3号)</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>この訓令は、令達の日から施行し、令和7年7月1日以降に入札 公告及び指名通知を行う建設工事等から適用する。</u></p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格の設定等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 最低制限価格の算出方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 (1)～(7)の業務委託の最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式による。なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格(税抜き)＝最低制限基本価格(税抜き)×ランダム係数」</p>	<p style="text-align: center;">勝浦町最低制限価格制度事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月23日 訓令第6号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格の設定等について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 最低制限価格の算出方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 (1)～(7)の業務委託の最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式による。なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格(税抜き)＝最低制限基本価格(税抜き)×ランダム係数」</p>

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア～キの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $2/3$ である場合は千円未満を切り上げる。ただし、ア、イ及びカの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $8.5/10$ を超える場合は予定価格の $8.5/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とし、ウの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は予定価格の $9.2/10$ を、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とし、エ、オ及びキの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $8.1/10$ を超える場合は予定価格の $8.1/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とする。

ア 測量

「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」

イ 地質調査

「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」

ウ 屋外での作業を主とする維持管理業務

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

エ 土木関係建設コンサルタント業務

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のア～キの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $2/3$ である場合は千円未満を切り上げる。ただし、ア、イ及びカの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $8.5/10$ を超える場合は予定価格の $8.5/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とし、ウの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は予定価格の $9.2/10$ を、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とし、エ、オ及びキの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $8/10$ を超える場合は予定価格の $8/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とする。

ア 測量

「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」

イ 地質調査

「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」

ウ 屋外での作業を主とする維持管理業務

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

エ 土木関係建設コンサルタント業務

<p>「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等 ×<u>0.5</u>」</p> <p>オ 建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」</p> <p>カ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接人件費＋諸経費×0.3」</p> <p>キ 補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等 ×<u>0.5</u>」</p>	<p>「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等 ×<u>0.48</u>」</p> <p>オ 建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」</p> <p>カ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接人件費＋諸経費×0.3」</p> <p>キ 補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等 ×<u>0.45</u>」</p>
---	---